

## 宍粟市の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(16年度末)	A		B	B/A	15年度の人件費率
16年度	人 45,781	千円 24,583,172	千円 1,254,099	千円 4,346,782	% 17.7	% 18.4

- 1 平成16年度地方財政状況調査(旧4町分を合算)より
- 2 普通会計には一般会計、鷹巣診療所特別会計、地域生活排水事業特別会計、福知休養センター特別会計を含む

## (2) 職員給与費の状況(一般会計予算)

区分	職員数	給与			計	一人当たり給与費
		給料	職員手当	うち 期末・勤勉手当		
17年度	人 554	千円 2,252,654	千円 1,600,869	千円 964,130	千円 3,853,523	千円 6,956

- 1 平成17年度当初予算書より
- 2 職員手当には退職手当を含まない
- 3 特別職は含まない

## (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

年度	17年度	16年度	15年度	14年度	13年度	12年度
宍粟市	99.3	(97.7)	—	—	—	—
旧山崎町	—	99.2	101.1	101.9	101.8	102.3
旧一宮町	—	98.5	99.3	100.0	99.7	101.3
旧波賀町	—	94.7	96.9	96.0	95.1	96.6
旧千種町	—	95.5	96.0	97.5	96.8	95.7

- 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である
- 2 平成16年度の宍粟市数値は参考値(旧4町の加重平均)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況(一般会計)

## (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(17年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	340,313 円	402,887 円	41.8 歳
技能労務職(1)	297,512 円	328,966 円	55.5 歳
技能労務職(2)	325,600 円	379,692 円	45.5 歳

- 1 平成17年度当初予算書より
- 2 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均である
- 3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合算したもの

## (2) 職員の初任給の状況(17年4月1日現在)

区分		宍粟市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	166,000 円	189,600 円	170,200 円	183,800 円
	高校卒	142,800 円	159,700 円	138,400 円	148,000 円
技能労務職(1)	高校卒	140,300 円	151,000 円	—	—
技能労務職(2)	高校卒	145,100 円	157,000 円	—	—

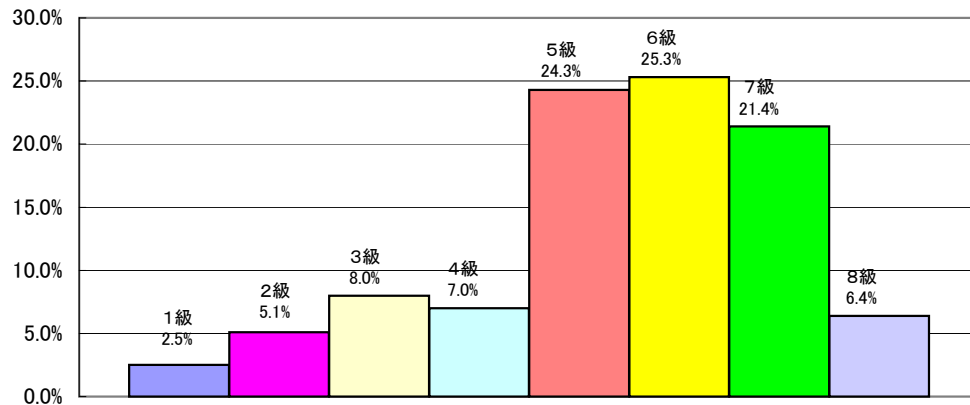
- 1 平成17年度当初予算書より
- 2 国大学卒はⅡ種

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(17年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8 級	市民局長・副局長・部長・消防長・次長・教育次長・課長・園長・署長・分署長	33 人	6.4 %
7 級	市民局副局長・部長・次長・課長・所長・室長・副課長・保育所長・園長・分署長	110 人	21.4 %
6 級	課長補佐・係長・主査・主任保健師・主任保育士・主任教諭	130 人	25.3 %
5 級	係長・主査・主任保健師・主任保育士・主任教諭	125 人	24.3 %
4 級	主査・主任教諭・主任保育士・主任栄養士・主査	36 人	7.0 %
3 級	主事・保育士・教諭・保健師・指導員・理学療法士	41 人	8.0 %
2 級	主事・保育士・教諭・保健師・指導員・理学療法士	26 人	5.1 %
1 級	主事・保育士・教諭・保健師・指導員・理学療法士	13 人	2.5 %
合 計		514 人	100.0 %

級別職員構成比



- 1 平成17年度当初予算書より
- 2 宍粟市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である
- 3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である

#### (2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種	一般行政職	技能労務職
17年度	職 員 数 A	551 人	514 人	37 人
	普通昇給機関(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	0 人	0 人	0 人
	比 率 B/A	0.0 %	0.0 %	0.0 %

- 1 平成17年度当初予算書より

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当(普通会計分)

宍 粟 市		国	
1人当たり平均支給額(16年度)		-	
1,700	千円	-	千円
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.4 月分	3.0 月分	1.4 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置(5%・10%)		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

1 平成16年度平均支給額は旧4町支給額から平均額を算出

##### (2) 退職手当(17年4月1日現在)

宍 粟 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例加算(2%~20%加算)			定年前早期退職特例加算(2%~20%加算)		
退職時特別昇給(勤続20年以上1号給)					

##### (3) 調整手当(17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)		181,814 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		210,677 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
宍粟市全域	5 %	863 人	0 %

※18年4月より支給なし

##### (4) 特殊勤務手当(普通会計)

支給実績(16年度決算)	2,770 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	46 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)	13.3 %

手当の種類(平成17年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員等	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納処分従事職員手当	税務課職員等	税等法的に賦課するもので法的手段を行う業務	1件当たり500円
徴収業務従事職員手当	税務課職員等	税等法的に賦課するもので庁舎外で4時間以上の業務	半日当たり300円
感染症防疫業務従事職員手当	保健センター職員等	感染症患者等の救護等	1日当たり400円
危険又は困難業務従事職員手当	水道局勤務職員等	下水道マンホール等入孔・水道事業緊急出動	1日当たり600円
	産業課勤務職員等	山地における特に危険又は困難な業務	1日当たり600円
	水道局勤務職員等	水道事業における停水処分業務	1日当たり300円
	給食センター勤務職員等	ボイラー作業及び維持管理業務	1日当たり600円
	山崎浄苑勤務職員等	山崎浄苑での塩素取扱業務	1月当たり1500円
	当該業務に従事した者	有害物取扱業務	1日当たり600円
	当該業務に従事した者	除雪作業車運転による除雪作業	1日当たり600円

手当の種類(平成17年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員等	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
旅行死亡人の取扱業務従事職員手当	当該業務に従事した者	死人の移送及び埋火葬業務	1回当たり1000円
三室高原管理業務従事職員手当	千種市民局地域教育課職員	三室高原管理業務	1月当たり本俸の15%
自動車運転業務従事職員手当	山崎浄苑勤務職員等	給食自動車・ごみ、し尿自動車等の運転業務	1月当たり2000円
ごみ、し尿取扱業務従事職員手当	山崎浄苑勤務職員等	ごみ、し尿取扱業務	1日当たり600円
火葬業務従事職員手当	山崎浄苑勤務職員等	火葬業務	1日当たり600円 その他火葬1体につき2000円 (小動物200円)、霊柩車の運転1月当たり2000円
福祉事務所ケースワーカー業務従事職員手当	宍粟市福祉事務所勤務職員	ケースワーカー業務	1月当たり2000円
さつき園勤務職員手当	さつき園勤務職員(指導員・栄養士等) 【18年4月より廃止予定】	さつき園指導員業務	1月当たり3000円
保育所勤務職員手当	保育所勤務職員(保育士・栄養士等) 【18年4月より廃止予定】	保育所勤務	1月当たり3000円
スポニックパークー宮勤務職員手当	スポニックパークー宮勤務職員 【18年4月より廃止予定】	スポニックパーク勤務	1月当たり3000円
歴史資料館勤務職員手当	歴史資料館勤務職員 【18年4月より廃止予定】	歴史資料館勤務	1月当たり3000円
年末年始勤務職員手当	山崎浄苑勤務職員等 【18年4月より廃止予定】	12月29日～1月3日までの間のごみ収集業務	1日当たり5000円
診療所医師特別手当	診療所医師	診療所診療業務	1月当たり 波賀診療所500000円 千種診療所650000円
診療所医師往診手当	診療所医師	時間外の診療(往診)業務	診療点数に10円を乗じた額の2分の1
火災等出勤手当	消防署に勤務する職員	緊急時の出勤(火災)	1回当たり 機関員510円、その他380円
救急出勤手当	消防署に勤務する職員	緊急時の出勤(救急)	1回当たり 機関員等510円、その他380円
隔日勤務手当	消防署に勤務する職員	隔日勤務	1当務当たり520円
公立宍粟総合病院勤務職員手当	常時勤務する医師、看護師等	病院勤務	1月当たり2000円他

(5) 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	130,398 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	598 千円

(6) その他の手当 (17年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	(1)配偶者:13,500円 (2)配偶者以外の扶養親族 2人目まで:各6,000円 3人目から:各5,000円 配偶者を扶養していない場合 ・・・1人目:6,500円 配偶者がいない場合 ・・・1人目:11,000円 (3)その他の扶養親族 ・・・各5,000円 ※16歳から23歳未満の扶養親族には5,000円加算	同	—	60,657 千円	2,592 百円
住居手当	(1)借家の場合 12,000円以上の家賃を払っている場合:家賃に応じ27,000円を上限に支給。 (2)持ち家の場合 3,500円	(1)同 (2)異	(2)国2,500円	15,071 千円	735 百円
通勤手当	公共交通機関利用: 55,000円を限度に実費支給	同	—	43,339 千円	1,075 百円
	自家用車等利用の場合	宍粟市	国		
	1km未満	なし	なし		
	1km～2km未満	2,300円	なし		
	2km～5km未満	3,400円～ 5,600円	2,000円		
	5km～10km未満	6,600円～ 10,600円	4,100円		
	10km～15km未満	11,500円～ 15,100円	6,500円		
	15km～20km未満	16,000円～ 19,600円	8,900円		
	20km～25km未満	20,400円～ 23,600円	11,300円		
	25km～30km未満	24,300円～ 27,100円	13,700円		
	30km～35km未満	27,700円～ 30,100円	16,100円		
	35km～40km未満	30,600円～ 32,600円	18,500円		
	40km～45km未満	33,000円～ 34,600円	20,900円		
	45km～50km未満	35,000円～ 36,600円	21,800円		
	50km～55km未満	37,000円～ 38,600円	22,700円		
55km～60km未満	39,000円～ 40,600円	23,600円			
60km以上	400円/km 加算	24,500円			
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、給与月額8%～18%			69,645 千円	5,804 百円

## 5 特別職の報酬等の状況(17年10月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給料	市長	940,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	助 役	760,000	円	—	円/	—	円
	収 入 役	685,000	円	—	円/	—	円
報酬	議 長	462,000	円	—	円/	—	円
	副 議 長	382,000	円	—	円/	—	円
	議 員	357,000	円	—	円/	—	円
期末手当	市長・助役・収入役	(17年度支給割合) 4.35		月分	(6月期2.10月 12月期2.25月)		
	議長・副議長・議員	(17年度支給割合) 4.35		月分	(6月期2.10月 12月期2.25月)		

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

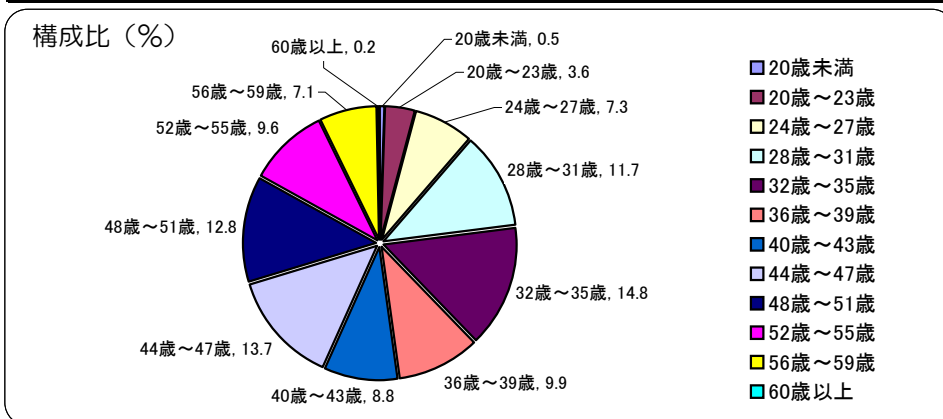
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平成16年		
一 般 行 政 部 門	議会・総務	105	110	△ 5	合併に伴う議会、総務部門の人員減及び、 福祉部門における一部事務組合職員分の 増等
	福祉	136	106	30	
	その他	124	128	△ 4	
	小 計	365	344	21	
特 別 行 政 部 門	教育	119	112	7	広域消防事務組合職員分の増等
	消防	72	0	72	
	小 計	191	112	79	
公 営 企 業 計 画 部 門	病院	254	11	243	宍粟病院事務組合職員分の増等
	水道・下水道	35	40	△ 5	
	その他	16	26	△ 10	
	小 計	305	77	228	
合 計		861 [892]	533	328	

1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(17年4月1日現在)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数(人)	4	31	63	101	127	85	76	118	110	83	61	2	861



(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	59人(6.8%)の減

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

803 人
-------

7 職員の勤務時間その他勤務条件及びサービスの状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

職員の勤務時間	1週間の勤務時間	開始時間	終業時間	休憩時間
	40時間	8時30分	17時15分	12時～12時45分

(2) 年次休暇の取得可能日数及び取得状況

年次休暇	内容	平均取得日数
	1年に20日以内 ※1年に消化できなかった場合は翌年にのみ繰越可(最大40日)	7.4日

(3) 主たる休暇の種類及び内容

休暇の種類	内容	日数	給与支給
病気休暇	負傷又は疾病による療養のための休暇	公務外の負傷又は疾病の場合120日以内	有給
社会貢献活動休暇	災害時に被災者を支援するなどのボランティアを行う場合の休暇	5日以内	有給
結婚休暇	結婚に伴う行事のための休暇	5日以内	有給
産前産後休暇	出産前後の母体保護を目的とした休暇	産前8週(多胎妊娠の場合14週)産後8週	有給
育児休暇	生後1年に達しない子の授乳等のための休暇	1日2回各30分	有給
配偶者の出産休暇	妻の出産に伴う休暇	2日以内	有給
男性職員の育児参加のための休暇	妻が出産する場合に、その子又は小学校就学前までの子を養育するための休暇	5日以内	有給
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休養を目的とした休暇	請求した期間	有給
忌引休暇	親族の死亡に伴う休暇	7日以内で別に定める基準以内	有給
祭日休暇	父母の追悼のための特別の行事を行うための休暇	1日	有給
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事や健康の維持のための休暇	3日以内	有給
子の看護休暇	小学校就学前までの子を看護するための休暇	5日以内	有給
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護を行うための休暇	6月以内	無給
組合休暇	職員団体の役員が、職員団体の運営業務又は活動に従事する場合の休暇	30日以内	無給

#### (4) 職員の分限及び懲戒処分

##### 分限処分

職員の勤務成績が良くない場合、心身の故障のために職務の遂行に支障がある場合又は長期療養を必要とする場合に、任命権者が公務能率を維持するために、降任、免職、休職させることができます。

※平成16年度分限処分件数・・・1件(心身の故障)

##### 懲戒処分

職員が法律又は条令、規則に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合、任命権者が職員を免職、停職、減給、戒告するものです。

※平成16年度懲戒処分者数・・・3名(戒告1名 訓告2名)

#### (5) 職員の研修及び勤務成績の評定

##### 1.職員研修

研修の種類	内容
庁内研修	庁内講師又は派遣講師により実施する技能等の習得研修
派遣研修	兵庫県自治研修所等において開催される技能等の習得研修

##### 2.勤務成績の評定

人事管理上必要な職員に関する基礎資料を得て、客観的かつ公正に職員の勤務実績を測定し評定することで、公正な人事行政の運営と、職員の執務能力の発揮及び増進を図ることを目的として実施します。

(第1次評定者:部長・課長 第2評定者:助役・市民局長 調整者:市長)

#### (6) 職員の福祉及び利益の保護

区分	実施主体	内容
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付等(民間でいう社会保険、厚生年金)に関する事業を行います。
	公立学校共済組合兵庫支部	
	兵庫県市町村職員互助会	
	兵庫県学校厚生会	
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が、公務上受けた労働災害(公務災害)について、地方公務員災害補償法に基づく補償を行います。